

京都市長等の給与の額の特例に関する条例（令和6年3月29日京都市条例第 42号）
（行財政局人事部給与課）

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に支給する市長及び副市長の給料、地域手当及び期末手当の額について、当該額に次に掲げる職員の区分に応じそれぞれ次に掲げる割合を乗じて得た額を減じる特例措置を講じることとしました。

- 1 市長 100分の30
- 2 副市長 100分の12

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

京都市長等の給与の額の特例に関する条例を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市条例第42号

京都市長等の給与の額の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市長等（市長及び副市長をいう。以下同じ。）に支給する給料、地域手当及び期末手当の額について、京都市特別職の職員の給与に関する条例（以下「特別職給与条例」という。）の特例を定めるものとする。

(給料、地域手当及び期末手当の額の特例)

第2条 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に支給する市長等の給料、地域手当及び期末手当の額は、特別職給与条例の規定にかかわらず、特別職給与条例の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を減じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 市長 100分の30

(2) 副市長 100分の12

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(行財政局人事部給与課)